



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2025年10月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

住まいに関する補償について

■破損事故等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定 (2025年10月改定)

- 近年、破損事故等による保険金のお支払いが増加しており、高い水準にあります。特に日常生活に伴う軽微な建物の損傷やテレビに関わる事故が増加しており、保険料水準の引上げにつながっています。
- 上記を踏まえ、より高額な修理費が必要となる事故からお客様をお守りし、火災保険(超保険の住まいに関する補償を含みます。)を安定的にお届けし続けるため、破損事故等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)について以下のとおり改定し、保険料を引き下げます。

図：破損事故等の保険金の推移

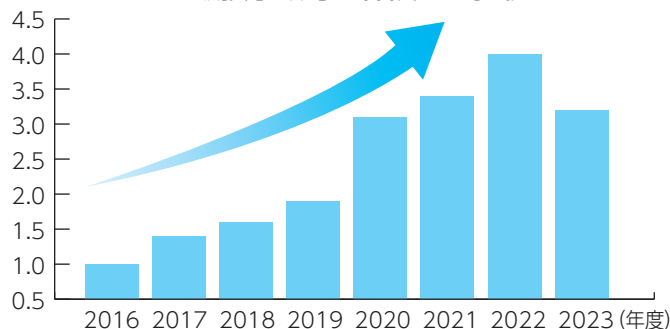


図:2016年度の水準を1とした場合の各年度の保険金の水準(東京海上日動実績)

①普通保険約款の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

保険の対象を「建物」とし、「破損事故等」を補償対象としているご契約において、普通保険約款の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定している、「破損事故等」によって生じた特定の損害に、「保険の対象の建物^{*1}に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷の損害^{*2}」を追加します。

*1 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も含みます。

*2 汚損の損害を除きます。

補償対象外となる事故例



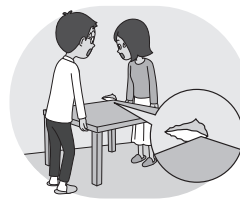
家具を移動させる際に、リビングの床をこすり、傷がついた。



誤って物を落とし、階段がへこんだ。



子供が、リビングの壁に落書きをした。



家具を移動させる際に、壁に接触し、壁紙がはがれた。

②家財補償特約および設備什器補償特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

家財補償特約および設備什器補償特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定している、「破損事故等」による損害の対象物に、「テレビ、デスクトップ型パソコンまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置およびこれらの付属品に生じた損害」を追加します。

補償対象外となる事故例



テレビ(またはデスクトップ型パソコンやディスプレイ)を移動させようとした際に落下して破損した。



子供が投げたおもちゃが当たって、テレビ(またはデスクトップ型パソコンやディスプレイ)が破損した。

【お知らせ】住まいの防災・減災情報に新たに大雪警戒アラートを追加します

災害の発生する可能性を事前に把握し、備えることで、自然災害等によるお住まいへの被害を防止したり、最小限に抑えたりすることが可能な場合があります。

災害等による被害からお客様をお守りできるよう、被害の回避や軽減につながる情報をご提供します。

2025年冬季から、大雪に関する注意喚起情報(アラート)も追加しますので、ぜひご活用ください。



住まいの防災・減災情報

サービス対象者		東京海上日動マイページをご登録いただいている住まいに関する補償のご契約者		
		※上記以外の方でメール配信をご希望の方はどなたでもご登録が可能です。詳細は右記の東京海上日動ホームページ(住まいの防災・減災情報)でご確認ください。		
ご提供する情報	【平時の備え】	防災・減災情報メール	豪雨や洪水、台風等の自然災害や日常生活における各種リスク(盗難・水濡れ等)による事故の未然防止・被害軽減策をメールでご提供します。	
	【直前の備え】	水道管凍結警戒アラート(冬季)	水道管凍結のリスクが高まった際に水道管凍結の危険を知らせるアラートメールを配信します。*1	
		大雪警戒アラート(冬季) NEW	大雪による家屋やカーポート等の被害リスクが高まった際にアラートメールを配信します。*1	

*1 本メールでは、具体的な予防策を掲載した東京海上日動ホームページのリンクもご案内します。

東京海上日動マイページアプリの
ダウンロードはこちらから



各種自然災害に関するリアルタイム情報を
右記サイトで確認できます。
天気予報等ではあまり掲載されていない情報も
確認できますので、ぜひご確認ください。



【お知らせ】

告知・通知事項である耐火基準について、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険のご契約カード等で「省令準耐火建物」であることを確認いただいた一部のご契約において、実際には「準耐火建築物」に該当するケースがあることが判明しました。

上記の確認方法で「省令準耐火建物」であることをご確認いただいたお客様は、お手数をおかけし誠に恐れ入りますが、代理店または東京海上日動までご連絡いただきたく願います。なお、本件に関して、保険料や補償内容への影響等はございません。

自動車に関する補償について

■車両全損時復旧費特約の対象拡大および車両保険における限度額引上げ払の廃止

(2025年1月改定)

①「車両全損時復旧費特約」の対象拡大

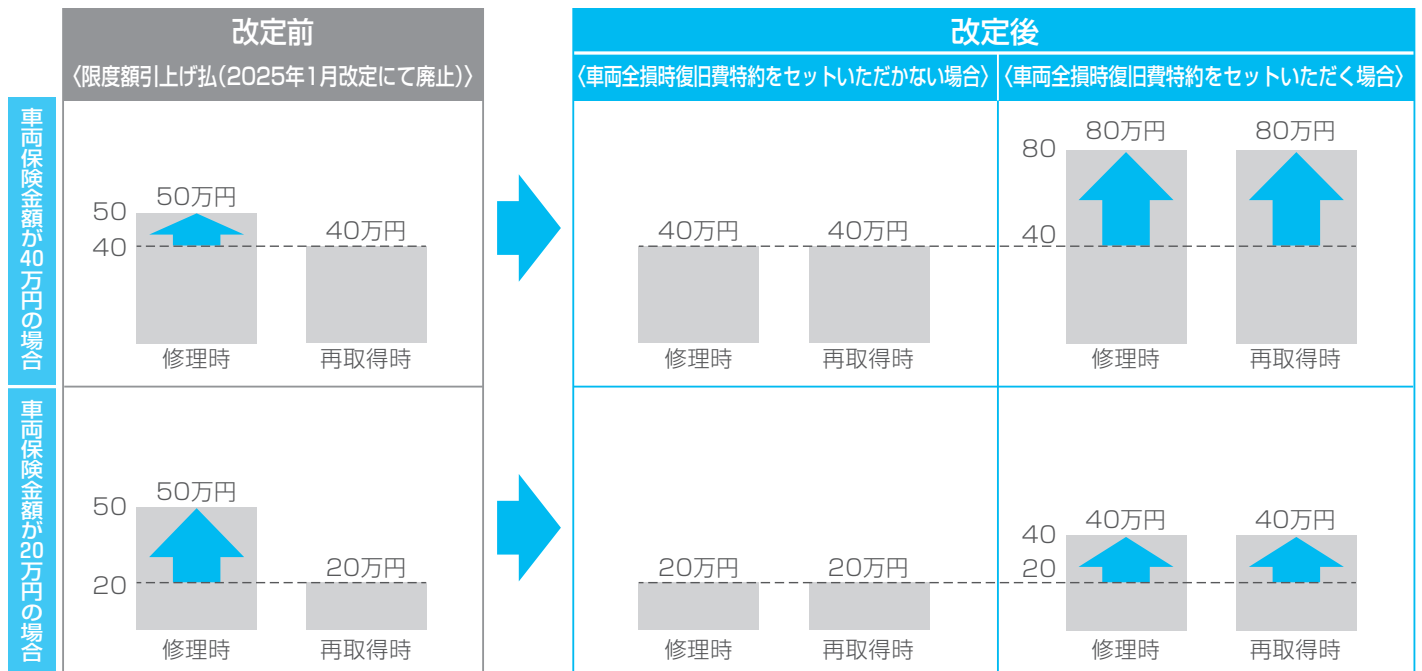
車両保険金額が25万円未満の場合も「車両全損時復旧費特約」をセットいただけるように改定します(ただし、車両保険金額が5万円の場合を除きます。)

②車両保険における「限度額引上げ払」の廃止

- 車両保険金額が50万円未満の車両保険について、修理費が車両保険金額以上となり修理をする場合に50万円を限度に保険金をお支払いする取扱い(以下、「限度額引上げ払」)を廃止します。これに伴い、更新前のご契約で「限度額引上げ払」が適用されていた場合は、修理時における補償が縮小します。
- 更新後のご契約で「車両全損時復旧費特約」をセットいただく場合には、「車両全損時復旧費特約」をセットいただかない場合と比較して修理時だけでなく再取得時についても補償が拡充されますので、本特約のセットをご検討ください。
- 更新前のご契約で「限度額引上げ払」が適用されており、かつ、「車両全損時諸費用不担保特約」がセットされていない場合、自動更新時に「車両全損時復旧費特約」または「車両新価保険特約」をセットします。

※更新前のご契約で、「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」または「車両全損時復旧費特約」をセットいただいている場合等は、「限度額引上げ払」は適用されていません。

<車両保険金額が50万円未満の場合における車両保険金の補償上限額(イメージ)>



「限度額引上げ払」では、ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となり修理する場合に50万円を限度に補償されました。



事故により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に「復旧費用限度額」*1を限度に保険金をお支払いする「車両全損時復旧費特約」をセットいただくことで、修理時だけでなく再取得時も手厚く補償されます!

*1 車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額です。

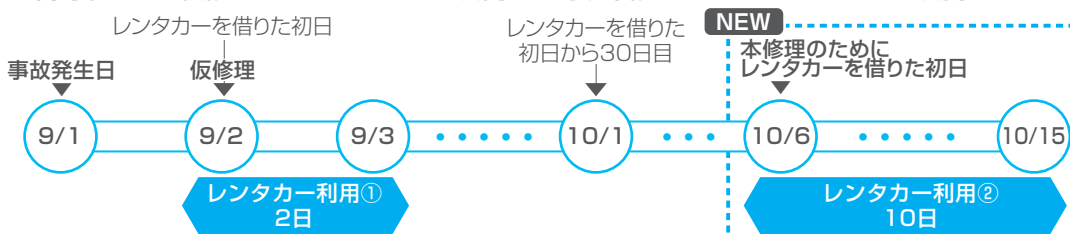
■車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約の補償拡充 (2025年1月改定)

事故・故障・盗難によりご契約のお車の代替としてレンタカーを借りるための費用について、レンタカーを借りた初日からの経過日数にかかわらず、レンタカーを借りた通算日数(事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日が限度)によって支払対象日数を算定する方法に変更します。本改定により、仮修理後に本修理を行う等、レンタカーを借りる期間が空いてしまう場合でも、事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日を限度にレンタカー費用を補償します。

<レンタカー費用の支払対象日数>

改定前	改定後
レンタカーを借りた初日から事故・盗難の場合は30日目、故障の場合は15日目までにレンタカーを借りた日数。	レンタカーを借りた通算日数。 ただし、事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日が限度。

<例:事故による仮修理のために9/2から2日間、その後、本修理のために10/6から10日間レンタカーを利用した場合>



左図の「レンタカー利用②」の期間に関するレンタカー費用を新たに補償可能とします!

■故障補償特約(搬送時)の改定 (2025年1月以降の保険事故)

●ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合で、故障した部品の修理に付随して消耗部品や油脂類の交換または補充が必要となることについては、その消耗部品や油脂類の交換費用等を補償対象とします。

<具体例>

- ・エンジンの修理に伴い、エンジンオイルを新しいものに交換する。
- ・ラジエーターの修理に伴い、冷却水を新しいものに交換する。等

●また、補償対象外である消耗部品や油脂類の定義を明確化します。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

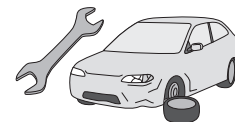
●本改定は、2024年12月31日以前始期のご契約についても、2025年1月1日以降に発生した保険事故から適用します。



「故障補償特約(搬送時)」とは…

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。
- 本特約のみにかかわる保険事故(ノーカウント事故との組み合わせを含みます。)については「1等級ダウン事故」として取り扱いします。
- 本特約は以下①～③の要件をすべて満たすご契約に自動セットします。

- ①車両保険(一般条件)をご契約いただいていること
- ②ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車のいずれかであること
- ③始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えている*1こと



保証契約(メーカー保証や延長保証等)にご加入の場合等、「故障補償特約(搬送時)」の補償が不要な場合は「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約」をセットしてください。

*1 初度登録(初度検査)年月の翌月を1か月目とカウントします。

(例: 初度登録年月が2017年12月の場合は、2025年1月1日以降を始期日とするご契約から自動セットされます。)

※ご契約のお車が「リースカー車両費用保険特約」をセットされている場合は自動セットされません。

■地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の販売停止 (2025年1月改定)

●地震発生時におけるお客様対応力強化の観点から、地震リスクに関する補償のラインアップ見直しを行い、更新契約に限ってセットいただけていた「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」の販売を停止します。地震リスクに関する補償をご希望される場合は、より迅速な保険金のお支払いが可能な「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」のセットをご検討ください。

●更新前のご契約で「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」をセットいただいている場合で、自動更新後のご契約に「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットいただける条件を満たすときは、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットします。

「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」とは…

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損*1となった場合に、移動手段の確保等、記名被保険者が臨時に必要なとする費用に対して50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額)をお支払いします。

*1 この特約に定める全損の定義に該当する場合をいいます。



- ・ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車や一般原動機付自転車であるご契約等では、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットいただけません。
- ・「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の保険金は、ご契約のお車の所有者ではなく記名被保険者にお支払いします。

■保険料の見直し (2025年1月改定) (2025年10月改定)

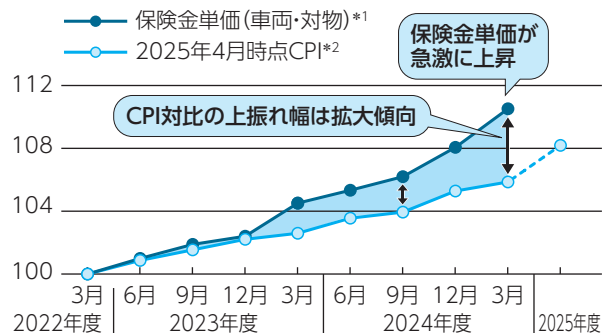
●近年の物価上昇傾向の継続等に加えて、特に車の修理における部品費・工賃等は消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)を上回って上昇しており、事故1件あたりの保険金お支払額(以下、保険金単価といいます。)*1が増加しています。また、大規模自然災害(震災等)の多発等により、直近の自動車保険(以下、超保険の自動車に関する補償を含みます。)*2における保険金のお支払いは従来以上に増加傾向にあります。これらの影響を受け、自動車保険の損害率は悪化しており、2024年度においては東京海上日動の自動車保険の収支はマイナス(赤字)となりました。

●東京海上日動では事業費抑制や不正な保険金請求等を防止するための体制強化に取り組むとともに、今後も自動車保険を安定的にご提供していくため、2025年1月および2025年10月に平均的な保険料水準を上げます。

●今回の改定では、リスク実態を踏まえて直近における保険金のお支払いが相対的に多いご契約条件を中心に引上げを実施し、それ以外のご契約条件では引上げ幅を抑えています。実際にお客様にご負担いただく保険料は、ご契約条件により、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

背景1: 保険金単価(車両・対物)・消費者物価指数(CPI)の推移

保険金単価(車両・対物)は、消費者物価指数を上回って急激に上昇しており、消費者物価指数対比での上振れ幅も拡大傾向にあります。



*1 2023年3月を100とした車両・対物保険金単価(既往1か年・除く自然災害)。

*2 2023年3月を100とした消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)。

点線は日本銀行「経済・物価情勢の展望」の政策委員CPI見通しの中央値。

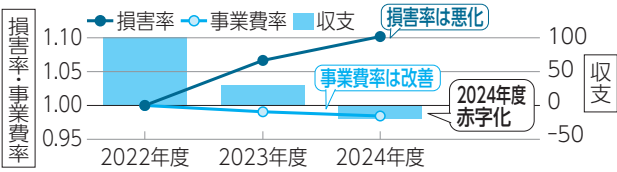
背景2：自然災害の保険金のお支払い状況

近年、^{ひょう}雹災等の自然災害の多発により、保険金のお支払いが増加しています。

年度	発生保険金	主な大規模自然災害
2021年度	約20億円	豪雨(8月)、台風9号
2022年度	約300億円	^{ひょう} 雹災(6月)、台風14号、台風15号
2023年度	約350億円	^{ひょう} 雹災(7月)、台風2号
2024年度	約550億円	^{ひょう} 雹災(4月、3月)

背景3：損害率、事業費率および収支の推移

事業費抑制の取組みによって事業費率は改善していますが、保険金単価の増加(背景1ご参照)や自然災害(背景2ご参照)等によって損害率は悪化しており、損害率の悪化が事業費率の改善を上回る状況が継続しています。これにより自動車保険の収支は悪化し、2024年度においては収支がマイナス(赤字)となりました。



※折れ線グラフは2022年度を1とした場合の損害率と事業費率の推移。
棒グラフは2022年度を100とした場合の自動車保険における収支推移。
※損害率とは保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。事業費率とは保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合をいいます。

■ゴールド免許割引率の拡大 2025年1月改定

保険金のお支払状況等を踏まえ、ゴールド免許割引率を拡大*1します。なお、ご契約条件によって割引率は異なります(最大割引率は18%です。)

<ゴールド免許割引率>

	改定前			改定後	
	年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償		年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償
本人限定特約	10%割引	15%割引	➡	12%割引	18%割引
上記特約をセットしない場合	7%割引	12%割引		9%割引	15%割引

*1 ご契約のお車が主な自家用車の場合のみ対象です。
※ゴールド免許割引とは、運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

■型式別料率クラス制度の見直し 2025年1月改定

- 保険料負担の公平化を図ることを目的として、お車の型式ごとの保険事故実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用していますが、2023年に損害保険料率算出機構が実施した参考純率*1の改定に準拠し、自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスを現行の3クラスから7クラスに拡大します。保険料が最も低い現行クラス1は新クラス3とし、保険料が最も高い現行クラス3は新クラス5としたうえで、現行クラス1よりも保険料の低いクラスを2つ、現行クラス3よりも保険料の高いクラスを2つ新設します。クラス間の保険料較差は現行と変わらず約1.1倍です。
- 型式別料率クラスは「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」それぞれについてクラス区分を設けており、この料率クラスは毎年1月1日付で見直しがされます。ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。
- *1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にてできる料率です。

■その他の改定 2025年1月改定

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

項目	概要
(1)他車運転危険補償特約(二輪・原付)の自動セット化	ご契約のお車が自家用二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車である場合には、「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」を自動セットします。ただし、車両保険のみのご契約を除きます。
(2)入院時選べるアシスト特約の改定	入院時選べるアシスト特約における一部の補償メニューについて、支払対象期間*1内にご利用いただけないやむを得ない事情が生じた場合は、入院3日目からその日を含めて1年を超えない期間までご利用可能とします。 *1 入院3日目から補償を受けられる方の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日目までに限ります。
(3)搭乗者傷害特約(一時金払)の改定	「上肢・下肢(手指・足指を除きます。)、 ^{ひざ} 膝・ ^{ひざ} 筋・ ^{ひざ} 靱帯の損傷」によって5日以上の治療が必要となった場合にお支払いする入通院給付金の額を「30万円」から「10万円」に変更します。
(4)特定小型原動機付自転車に関する用途・車種区分の新設	●特定小型原動機付自転車の用途・車種区分を新設し、自動車保険(超保険の自動車に関する補償を含みます。)における用途・車種区分「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化します。 ●「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」について、両用途・車種間の車両入替を可能とします。 ●これまでご契約のお車の用途・車種区分が「原動機付自転車」の場合は、用途・車種区分を「一般原動機付自転車」として自動更新します。ご契約のお車の用途・車種が「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、代理店または東京海上日動にお申出ください。
(5)車内携行品補償特約の改定	●約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列举する方式に変更します。 ●また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっているデジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機等の機器の取扱いについて、一律補償対象とします。

携行品・賠償・費用に関する補償について

■弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)の改定 (2025年1月改定)

- 直近の保険金お支払状況等を踏まえ、保険料を引き上げます。
- 約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。
- 約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、併せて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。

からだに関する補償について

■傷害定額条項の改定 (2025年10月改定)

①熱中症の補償追加

昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、ケガに関する補償において熱中症を補償対象とします。

②一時金払保険金(入通院給付金)の倍率変更

「上肢・下肢(手指・足指を除きます。)^(けん じん)の腱・筋・靱帯の損傷」によって5日以上の治療が必要となった場合にお支払いする入通院給付金のお支払倍率を「3倍」から「1倍」に変更します。

③参考純率*1改定等を踏まえた保険料改定

- 損害保険料率算出機構が算出する参考純率*1が改定されたこと、また上記①②の補償改定等を踏まえ、今後も安定的に補償をご提供し続けるために、保険料を改定します。
- 平均的な保険料水準は引き上げとなりますが、ご契約内容によっては保険料が引き下げとなる場合もあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

■仕事と介護の両立サポート特約の保険料改定 (2025年10月改定)

- 病気やケガによって公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受ける方が増加傾向にあり、保険金のお支払いも増加しています。
- このような状況を踏まえ、今後も安定的に補償をご提供し続けるために、保険料を引き上げます。

その他

■Web証券割引の廃止 (2025年1月改定)

脱炭素(ペーパーレス化)の社会的気運の高まりや証券等をWeb上で閲覧することの利便性が認知されつつあることを踏まえ、Web閲覧の認知度向上を目的として導入した「Web証券割引」を廃止します。

■Web閲覧方式の変更 (2025年10月改定)

項目	概要
「Web更新案内」のご案内方法の変更	「Web更新案内」をご選択いただいた場合は、従来、更新後のご契約内容の確認方法等を「Web・更新案内ハガキ」にてご案内していましたが、今後はメールでのご案内に変更します。
「変更手続き完了のお知らせ」のご提供方法の変更	「Web証券」をご選択いただいた場合は、「変更手続き完了のお知らせ」を原則東京海上日動マイページで閲覧いただく方式へ変更します。 ※一部の変更種類等においては、従来どおり書面でのご提供となります。

■販売を停止させていただくもの (2025年10月改定)

商品改定に伴い、以下の商品・特約等を販売停止させていただきます。なお、保険期間が長期のご契約については、満期日までは補償内容に変更はありません。

補償の種類		対象となる特約等
携行品・賠償・費用に関する補償		救援者費用等補償特約
からだに関する補償	傷害定額条項	入院・手術保険金の保険金対象日数・支払限度日数を「365日」「730日」に設定しているご契約*1
		通院保険金の保険金対象日数を「1,000日」に設定しているご契約*1
	総合補償条項	保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時時点で満90歳以上のご契約 人身傷害*2 人身疾病*2

*1 該当のご契約が自動更新される場合は、更新後のご契約における入院・手術保険金の保険金対象日数・支払限度日数および通院保険金の保険金対象日数を「180日」として更新します。ただし、保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時時点で満71歳以上の場合、入院・手術保険金の支払限度日数は「30日」として更新します。

*2 総合補償条項普通保険約款第6章一般条項第4条の規定に基づき保険料の払込みが免除されている契約を除きます。

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、 東京海上日動あんしん生命での引 受けとなる所定の生命保険	本人限定特約	運転者本人限定特約
車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
車両搬送・応急対応・レンタカー 費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー 費用等補償特約	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約 (日常生活・人格権侵害等)
仕事と介護の両立サポート 特約	介護補償保険金特約(要介護2用)		

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内(更新のご案内・重要事項説明書等)」の提供方法について

いずれもWeb(ホームページ)で閲覧いただく方法をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

※「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内」について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、東京海上日動のホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただけます。



※このチラシは、超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-110-894

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)



0120-560-057

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp